

佐賀県告示第 333 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

平成 28 年 6 月 22 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「NIGHT ROUGE（販売名がナイトルージュであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「刀 BLUE（販売名が刀 blue であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「ラフィング」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「COLORFUL Party（販売名がカラフルパーティーであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「eternity（販売名がエタニティであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「情事」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

（「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉部薬務課に備え置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。）

2 指定の理由

条例第 2 条第 7 号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により

身体に使用されるおそれがあると認められるため